

別表 1

青森市公用車カーシェアリング事業審査基準表

審査項目	評価の視点		配点
業務実施体制	①	本業務を行うにあたり十分な運営ができるか。 (会社事業の実績)	5
	②	本業務を効果的かつ効率的に実施できる体制が整っているか。(点検整備施設、設備・連携会社等)	5
業務実績	①	過去に本業務と同種又は類似の業務を実施するなど、本業務を安定的に実施し得る実績を有しているか。	10
企画提案	①	本業務のために調達される車両について、市が求める仕様を満たしているかどうか。	10
	②	平日の公用車としての利用について、市が求める仕様を満たしているかどうか。	10
	③	休日カーシェアリングサービスの実施について、市が求める仕様を満たしているかどうか。	10
	④	車両の調達時期及びカーシェアリングサービスの運用開始時期の提案があるか。	5
	⑤	休日カーシェアリングサービスの利便性・操作性・使いやすさ等の提案があるか。	5
	⑥	休日カーシェアリングサービスの事業周知や利用促進のため、広報活動の具体的な提案があるか。	5
	⑦	車両トラブルや利用者のトラブルに関する対応(連絡)体制、市と利用者へのサポート体制の提案があるか。	5
	⑧	本市の魅力向上への有益な提案があるか。(観光振興、地域活性化、災害対応等)	5
	⑨	休日カーシェアリングサービスの利用者に対する利用料が適正であるか。(利用者が使いやすい料金設定となっているか。)	5
経費	①	提案金額について、市が提示する予算額を下回っており、費用対効果の高い提案であるか。	20
合計			100